

入札に関する通知事項

公立大学法人大阪市立大学（以下「本法人」という。）で入札執行する物品の買入・借入、印刷・製本請負、物品の製造・加工、工事・修繕請負及び業務委託の案件に関する通知事項について、入札指名通知書等に記載のあるもののほか、次のとおりとする。

1 契約条項を示す場所

(1) 杉本地区

大阪市立大学法人運営本部管理課契約担当及び本法人ホームページ上とする。

(2) 阿倍野地区

大阪市立大学医学部・附属病院運営本部経営企画課契約担当及び附属病院ホームページ上とする。

2 入札執行場所

(1) 杉本地区

大阪市立大学 1 号館 1 階入札室又は入札指名通知書等に記載の入札執行場所

(2) 阿倍野地区

大阪市立大学医学部附属病院 5 階講堂又は入札指名通知書等に記載の入札執行場所

3 入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 公立大学法人大阪市立大学契約規程（以下「契約規程」という。）第 22 条第 1 項各号に該当する入札
- (2) 契約規程 26 条第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札
- (3) 現場又は机上説明がある入札の場合にあっては、説明を受けなかった者がした入札
- (4) 再度入札（2 回目以降の入札）の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (5) 本法人が交付した入札書を用いないでした入札
- (6) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (7) 低入札価格調査制度適用案件において、提出期限までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格でした入札
- (8) 開札後落札決定までに、公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

4 契約書作成の要否

契約規程第 31 条第 1 項による。

5 入札書記載方法等

(1) 下記以外の案件の場合

落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に当該金額の 100 分の 8 を加算した金額（加算した金額が 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 長期継続契約案件の場合

「入札書に記載する金額」は、借入又は履行期間の総額を記載すること。

落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に当該金額の 100 分の 8 を加算した金額（加算した金額が 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 単価契約案件の場合

案件により、「入札書に記載する金額」は、1 品目又は 1 件当たりの単価を記載する。または、1 品目又は 1 件毎の単価に予定数量を乗じて得た額の総額を記載すること。

落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に当該金額の 100 分の 8 を加算した金額（加算した金額が 1 円未満の端数があるときは、小数点第 5 位を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、上記によらない場合は、入札説明書又は入札指名通知書等に記載することとする。

6 その他

(1) 落札者又は契約相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること

(2) 契約相手方及び大阪市暴力団排除条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、同条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、契約金額が 500 万円未満となる契約について、理事長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。なお、同条例第 2 条第 5 号中「本市」とあるのは「本市及び公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。

(3) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基

づく入札等除外措置を受けたとき又は前号に規定する誓約書を提出しないときは、契約を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、契約者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- (6) 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、契約規程第 17 条第 2 項により契約金額の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。
- (7) 一旦提出された入札書の訂正、再提出又は撤回をすることができない。
ただし、所定の入札書錯誤無効届の提出を行い、本法人より錯誤無効と認められた入札は無効とする。
- (8) 前払金がある場合の前払最高限度額は 3 億円とする。
- (9) この入札において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、若しくは、刑法第 96 条の 6 に該当することが明らかになった場合は、契約者は契約金額の 100 分の 20 に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
- (10) 入札案件の詳細については、入札説明書、仕様書等及びホームページ上の案件概要を確認すること。

7 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に執行する入札から適用する。